

福岡市長 高 島 宗一郎 様

福岡市大規模小売店舗立地協議会
会 長 村 上 剛 人

福岡市大規模小売店舗立地協議会で協議した案件に対する意見について（回答）

平成 28 年 5 月 23 日に開催した福岡市大規模小売店舗立地協議会で協議いたしました案件については、下記のとおり回答します。

記

1 件名及び届出年月日

件 名	届出年月日
(1) (仮称) ドン・キホーテ福岡西店	平成 27 年 11 月 5 日

2 届出の根拠規定

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項（新設）

3 回答

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見としては特になし。

ただし、駐車場は、乗用車のみ利用を想定した届出内容となっており、大型バスによる来店客を受け入れる場合は、周辺環境に配慮し、大型バス用の駐車場の確保など、適切な対応が必要となる。